## 防水スプレー等の安全に係る今後の取組(提言案)

# 第1 商品の安全対策

## 1 自主基準 (噴霧粒子径・付着率) の遵守 (製造事業者団体、製造事業者、販売事業者)

一般社団法人日本エアゾール協会は、「家庭用エアゾール防水スプレー製品等の安全性向上のための自主基準」(以下、「自主基準」という。)を制定しており、会員企業はこの自主基準に基づき、防水スプレー等を製造している。自主基準では、噴霧粒子径及び付着率の安全確認試験が定められている。現在、国内生産品はすべてその判定基準を遵守していることを確認しているが、防水スプレー等の吸入事故が増加していることから、その防止のため、以下のような商品の自主基準の適合状況の確認に取り組む。

## 噴霧粒子径等の基準適合状況の定期的な確認(安全確認試験の継続的な実施)

一度、判定基準の適合状況が確認された製品についても、噴霧粒子径及び付着率が自主基準 に定めた判定基準に適合しているか、定期的な確認を行う。また、輸入品についても同様に確 認する。

### 2 自主基準(商品の注意表示)の改善(販売事業者)

一方、自主基準で定めている注意表示のうち、防水スプレー等の使用時の注意事項に関する表示は、商品によって記載方法に差異があり、アンケート調査でも注意事項の表示をより分かりやすくしてほしいという意見が多かった。また、マスク着用表示の商品が少なく、危害・ヒヤリハット経験時のマスク着用者も少なかったことから、防水スプレー等の吸入事故を防止するため、以下のような注意表示の記載等を行う。

(1) 注意表示の必須記載事項(統一注意表示事項)の付帯文言記載の徹底

自主基準では、以下に示す注意事項は、現状では付帯文言とされているが、今後、必ず表示 を行う。

● 必ずマスク1を着用してご使用下さい。

#### (2) 任意注意表示事項の積極的な表示

自主基準では、以下の注意事項の表示は、現状では任意とされているが、今後、可能な限り 表示を行う。

## ア 表示を推奨する注意事項

- 屋外で、風向きに注意してご使用下さい。
- 屋内での使用の禁止、特に具体的な屋内の例示を推奨(玄関、浴室、マンション内廊下・ 内階段など)

<sup>1</sup> 家庭用不織布マスクなどマスクの種類を特記する。

- 足元付近に対象物を置いて使用する際は、屈みこんでスプレーや対象物に顔を近づけないようにすること。
- 足元付近や壁際などに対象物を置いて使用する際は、噴霧の跳ね返りを吸入しないように注意すること。(防水スプレー等と対象物の適正な距離を明示すること)
- 着用したままの衣類等に使用したり、手に持ったまま使用したりしないこと。

### イ 表示を推奨するリスクの例

- 「スプレー噴霧を吸い込むと有害です。吸い込むことによって、咳が出たり、呼吸困難 といった呼吸器系の症状が発生するおそれがあります。」

## (3) 注意事項の記載表現の統一

注意事項ごとの表現やレイアウト、特に注意すべき事項の強調方法等を統一する。

### 3 消費者の理解を促す注意表示

(1) 適正な使用方法及び使用時の注意事項に関する説明書の添付

特に小容量の商品は、注意事項の記載スペースや文字サイズなどの制約が大きいため、適正な使用方法や使用時の注意事項について、読みやすい説明書の添付を検討する。

(2) 消費者が読みやすい・理解しやすい注意表示の改善

注意事項の文書量が多くなると、かえって消費者の確認が不十分になる可能性を考慮し、レイアウト、イラスト(ピクトグラム等)の使用、適切な強調表現等により、抑揚のある注意事項の記載を工夫する。

## 第2 消費者の行動に結びつく注意喚起

1 安全な使用を促す具体的な注意喚起

(製造事業者団体、製造事業者、販売事業者、国、都、消費者団体)

防水スプレー等の使用時における安全確保のため、「防水スプレー等使用時の注意事項」及び「防水スプレー等の適正な使用方法」の二つの観点から、以下のような消費者への注意喚起を行う。

#### (1) 防水スプレー等使用時の注意事項

#### ア 避けるべき使用方法

- 玄関など、屋内での使用
- 屋外において吸入リスクのある使用方法 (急な風向きの変化、使用場所における噴霧の跳ね返りや滞留など)
- 大量の使用、複数の対象物への使用
- 動水スプレーや対象物に顔を近づけての使用(屈みこんだ姿勢などでの使用)
- マスク非着用での使用 など

イ 防水スプレー等の使用による事故事例の情報提供

#### 【事故事例】

- 玄関でドアを閉めて換気せずに靴に使用し、噴霧を吸い込んだ
- 室内で窓を開け換気扇をつけて衣類に使用し、使用後に気分が悪くなった
- 屋外で吸い込まないように気を付けて何足かの靴に使用していたところ、急に風向き が変わって吸い込んだ
- 屋外でマスクを着用せず使用していて、不意に風が吹いたため吸い込んだ
- ベランダで使用したが、窓を開けていたため、網戸を通して室内に入ってしまい、室内 にいた家族が吸い込んだ など
- (2) 防水スプレー等の適正な使用方法
  - 使用前の注意事項の確認
  - 屋内での使用禁止
  - 屋外での使用時も、急な風や風向きの変化に注意して使用すること
  - 防水スプレーや対象物に顔を近づけないこと
  - マスクの着用
  - 大量使用の禁止

なお、噴射時の噴霧粒子の動きや流れなどの実験動画をあわせて公開できると、視覚的にそのリスク及び適正な使用方法を周知できるものと考えられる。

### 2 消費者への効果的な普及啓発

(製造事業者団体、製造事業者、販売事業者、小売店、対象物の小売店、国、都)

防水スプレー等使用時の注意事項を消費者に効果的に伝えるため、以下のような注意喚起を行う。

(1) 防水スプレーの使用対象物として最も多い靴の販売店、またホームセンターなどを対象 として、販売時に注意喚起を促す依頼を含め、防水スプレー使用時の注意事項や使用による安 全性の確保に関する情報を提供し、普及を促す。

普及啓発方法の例として、店内に掲示する POP やポスター・チラシの作成と提供、商品段ボール箱への同梱、主要な靴メーカーや流通事業者団体などを通じた情報提供、大手靴小売店を中心とした直接の注意喚起依頼、などが考えられる。

(2) 周知に当たっては、消費者の認知向上に資するため、商品表面への表示とあわせて、SNS・ウェブサイトのほか、使用時の注意事項に係る動画の公開など、多様な媒体を複合的に活用することで消費者へのアプローチを強化し、防水スプレー等の安全な使用に対する消費者の意識向上を図る。

# 3 安全性に係る情報の開示・提供(販売事業者)

防水スプレー等の SDS (安全データシート) については、一部事業者が自主的にウェブサイ

ト等で開示・提供しているが、消費者の製品安全に係る認知向上に資するため、さらに積極的な取組を進める。

## 第3 事故情報の収集と分析、共有

## 1 事故情報の収集体制の整備と事故情報の活用(販売事業者)

アンケート調査では、軽度の危害の場合は特に報告されていないケースもあり、ヒヤリハット経験の場合はさらに報告されているケースは少ないと考えられる。また、商品の改善や生活様式の変化などに伴い、使用実態も変わっていく可能性があるため、収集した情報を検証し、さらなる対策の立案・検討に活用することで、継続的に事故の未然・拡大防止に繋げていく仕組みを整備する必要がある。そのため、以下のような事故情報の収集と分析、共有について検討する。

- ▶ 販売事業者による事故情報の収集体制の整備、安全対策推進への事故情報の分析と活用
- ▶ 販売事業者による事故情報の継続的な収集と対策・改善等の効果についての定期的な検証

## 2 事故情報の収集と情報共有への協力(国、都)

製品使用に関わる消費者の事故情報は、日本中毒情報センター、国民生活センター、医療機関ネットワーク、東京消防庁、消費生活(総合)センター、化学製品 PL 相談センターなどでも収集している。これらの機関及び販売事業者などが収集した事故情報(上記1)を集約することにより、今後の事故防止対策の強化に活用できるようにすることが重要である。

国及び都は、各機関及び販売事業者が収集した事故情報を集約し、事故の未然・拡大防止に 有効に活用できるよう、販売事業者によるネットワーク整備について検討及び連携・協力する。